

序 章

独裁体制における議会と正当性

山田 紀彦

はじめに

冷戦の終焉以降、世界は民主化に向かうという楽観論が広がった。しかし世界にはいまだに多くの独裁体制が存在する。何を独裁体制とするかは定義によるためその数は論者によって異なるが、たとえば Köllner and Kailitz (2013, 1) は世界の国民国家や領域の 4 分の 1、人口の約 3 分の 1 は独裁体制下にあると指摘している⁽¹⁾。このような独裁体制の存続は 1990 年代後半から注目を集め、それにともなって権威主義体制研究が活況を呈するようになった。

独裁者にとって最も重要なことは何だろうか⁽²⁾。それは自身の体制をできるだけ持続させることである。独裁者は一度権力を獲得したからといって、何もせずにその座にとどまることはできず、経済発展、ナショナリズム、イデオロギー、政治制度など、あらゆる手段を行使し体制を維持しようとする。体制の維持は独裁者にかぎらず、すべての支配者にとっての共通課題である。しかし独裁者にとっては死活問題であり、だからこそ反体制活動に対して暴力の使用もいとわれないのだろう。とはいえ、暴力や抑圧だけで体制を維持できないことはすでに多くの論者が指摘している。また独裁者は 1 人で国家を統治することもできない。権力分有やレントの分配を通じて体制内エリートの離反を防ぐとともに彼らの協力を得、体制内の脅威を軽減する必要がある

(Boix and Svobik 2013)。体制外反対勢力の脅威を緩和することも重要だろう (Gandhi 2008; Svobik 2012)。さらに体制を安定的に維持するには、国民の積極的 / 消極的支持も獲得しなければならない⁽³⁾。Chang, Chu and Welsh (2013, 150) は「すべての近代的政治体制の存続と効率的な機能は、大衆の黙認や支持に依存している」と述べている。つまり独裁者が体制を安定的に持続させるには体制への脅威を緩和するだけでは不十分であり、正当性 (legitimacy) を維持することも重要となる (Köllner and Kailitz 2013; Gerschewski 2013)⁽⁴⁾。

近年の比較政治学では、議会、選挙、政党等の民主的制度が独裁体制の維持にどのような役割を果たしているのか、そのメカニズムの解明に関心が集まり、すでに多くの理論的および事例研究が生み出されている。そこでのおもな関心は、独裁者がいかに民主的制度を活用しながら明示的 / 潜在的反対勢力を体制に取り込み、脅威を緩和するかである。

一方、Köllner and Kailitz (2013) や Gerschewski (2013) が批判するように、これまでの権威主義体制研究は正当性の問題をさほど重視してこなかった。そのため、民主的制度が正当性の維持とどのような関係にあるのかについては分析されず、独裁者が議会を活用しながら正当性を高め、国民の支持獲得に努めていることが十分理解されてこなかったのである。ではなぜ、体制維持と正当性の関係にさほど関心が示されなかったのだろうか。

筆者はその要因を、先行研究が複数政党制かつ競争的選挙を鍵概念としてきたことにあると考える。これまで独裁体制は、複数政党制と競争的選挙の有無により競争的か閉鎖的かに大別され、前者を中心に研究が進められてきた。競争的独裁体制では野党が存在し、体制内エリートにも体制から離脱する道が開けているため、体制内外の明示的 / 潜在的反対勢力を比較的明確に特定できる。したがって独裁者が体制を維持するには、反対勢力の取り込みや分断を行い、脅威を緩和する必要がある。言い換えれば、特定の脅威を緩和し、特定の支持を獲得することが重要となる。そうであれば政党、議会、選挙等の民主的制度と体制維持の関係も自ずと脅威緩和や取り込みという視点から論じられよう。そして同様の視点から閉鎖的独裁体制についても研究

が行われてきた。

もちろん閉鎖的独裁体制でも反対勢力の取り込みは行われている⁽⁵⁾。とくに共産党独裁体制では市場経済化以降に現れた新しい社会経済エリートなどが潜在的脅威になり得、取り込み対象となる。また、軍や党内エリートも潜在的脅威となろう。共産党以外の選択肢がないためエリートの離反はほぼないが、指導部内の凝集性を高めるためにはレントの分配などを通じてエリートを体制内にとどめておく必要がある。ただし閉鎖的独裁体制では明示的反対勢力は存在せず、存在したとしても取り込み対象ではなく排除の対象となる。つまり閉鎖的独裁体制でも常に潜在的脅威に対して注意を払い、彼らの取り込み・分断を行わなければならない。

とはいえ、どの独裁者にとっても体制を安定的に維持するうえで正当性が重要であることに疑問の余地はないだろう。とくに閉鎖的独裁体制では競争的選挙がないため、独裁者は国民の選好や体制への支持度合いを知ることができない。そこで体制を安定的に維持しようとすれば、特定の支持ではなく、正当性を向上させ常に幅広い大衆の支持を獲得することが求められる。つまり同じ独裁であっても体制の種類や政治制度が異なれば、独裁者の優先課題や必要な大衆の支持度合いも異なるのである。

したがって政党、議会、選挙等を通じて正当性を向上させようとするれば、その機能は脅威緩和の場合とは異なると考えられる。また各国の状況や政治的背景によって制度の位置づけや機能の意味にもちがいが生じるだろう。にもかかわらず、これまでは体制内外の脅威緩和と民主的制度の関係にのみ関心が向けられ、そしてどの独裁体制でも民主的制度が同様に機能するとされてきた(Wright 2008)。体制分類の鍵であった複数政党制と競争的選挙の有無という政治制度上のちがいは、政党、議会、選挙等の機能分析ではあたかもないものとされてきたのである。それでは各国の独自性はもとより、独裁者の課題や政治体制の種類によって民主的制度の機能にちがいが生じることは理解できない。

そこで本書は、先行研究の知見を継承しながらも、複数政党制や競争的選

挙の有無という鍵概念からいったん離れ、これまでとは異なるアプローチにより独裁体制下の民主的制度と体制維持の関係を考察する。具体的には、独裁者の課題として脅威の緩和だけでなく正当性の維持（大衆の支持獲得）にも着目し、中国、ラオス、ベトナム、カンボジアの4カ国を事例に、各国の独裁者が目的に応じて議会を活用し、正当性の維持・獲得に努めていることを明らかにする。その際、閉鎖的体制である中国、ラオス、ベトナムの3カ国と競争的体制であるカンボジアを⁽⁶⁾、党と国家が融合した独裁体制ととらえ直す。そうすることで体制の種類に囚われずに異なる独裁体制を比較の俎上に載せ、政党数や競争的選挙等の政治制度のちがいを説明変数とした分析が可能となる。

本章は以下のように構成される。第1節では、なぜ4カ国を事例としてとりあげるのかを説明し、権威主義体制研究における本書の位置づけを明らかにする。第2節では、1990年代後半以降の権威主義体制研究の潮流を概観しながら、議会と体制維持の關係に絞って先行研究を整理する。第3節では、本書の分析枠組みを提示する。本書は、権威主義体制下の議会には体制への脅威緩和や社会情報の収集機能があるとするこれまでの知見を継承しつつも、独裁者が正当性を維持するための多様な機能も備わっているとの立場に立つ。そこで正当性と議会の關係について考察し、改めて議会機能について整理する。そして第4節では各章の概要を紹介する。

本論に入る前に本書で用いる用語について明確にしておこう。ここまで筆者は独裁体制や権威主義体制という用語を説明なしに使用してきた。冒頭に述べたように何を独裁体制とするかは論者によって異なる。本書ではひとまず多くの先行研究にならい、統治者が自由かつ競争的選挙で選ばれる体制を民主主義体制、そのような要件を満たさない体制を非民主的体制とする(Przeworski et al 2000; Cheibub, Gandhi and Vreeland 2010; Svobik 2012)。そしてSvobik (2012)にならい、独裁体制や権威主義体制を非民主体制の総称として、かつ互換可能な用語として用いることにしたい⁽⁷⁾。また、独裁体制のなかでも競争的選挙を実施する体制の下位分類については、形容詞を冠して「●●

権威主義体制」と使用する（詳細は次節を参照）。ただし以上の用法はあくまで本書を理解するための便宜的措置であることをお断りしておく。

第1節 4カ国をとりあげる理由、本書のねらい

冒頭で述べたように世界にはいまだに多くの独裁体制が存在する。本書でとりあげる中国、ラオス、ベトナム、カンボジアの4カ国も独裁体制に分類されることが多い。表序-1は各国の政治体制をスコアに基づき3分類したPOLITY IVプロジェクト、同じくスコアにより各国の自由度を測ったフリーダムハウスによる4カ国の位置づけである⁽⁸⁾。フリーダムハウスでは4カ国はともに非自由で分類されているが、POLITY IVでは中国、ラオス、ベトナムが独裁体制に、カンボジアは民主主義体制と独裁体制の中間タイプに位置づけられている。

このちがいは、共産党独裁体制には野党がなく選挙も非競争的な一方で、カンボジアでは複数政党制による競争的選挙が実施されていることに起因する。したがって4カ国は自由度が低く単一政党体制という基本的な特徴を共有しつつも⁽⁹⁾、中国、ラオス、ベトナムの3カ国は共産党独裁体制に、カンボジアは「選挙権威主義体制」や「競争的権威主義体制」という異なるサブカテゴリーに分類される⁽¹⁰⁾。後述するように、独裁体制を政党数や選挙のあり方で分けるのは、1990年代後半以降の権威主義体制研究の潮流である。

表 序-1 POLITY IV とフリーダムハウスによるスコアと4カ国の分類

	中国	ラオス	ベトナム	カンボジア
POLITY IV	-7 独裁体制	-7 独裁体制	-7 独裁体制	2 中間
フリーダムハウス	6.5 非自由	6.5 非自由	6 非自由	5.5 非自由

(出所) Marshall, Gurr and Jagers (2014), Freedom House (2014)。

(注) POLITY IV は本文注 (8) を、Freedom House について本文注 (1) を参照。

1990年代以降、自由と公正さを欠くものの複数政党制による競争的選挙を実施する非民主的な体制が現れ、民主主義と非民主的な体制の境界はいっそう曖昧になった（久保・河野 2013, 4-5）。たとえば POLITY IV では、167カ国のうち民主主義体制は92カ国、独裁体制は20カ国、両者の中間タイプが55カ国となっている（Marshall, Gurr and Jagers 2014）。そして1990年代後半以降、この「中間タイプ」を含めた独裁体制に注目が集まるようになった。そこでの関心は体制の類型化と、政党、議会、選挙等の民主的制度が独裁体制（以下、独裁体制という場合は「中間タイプ」を含めている）の維持にどのような役割を果たしているのか、そのメカニズムの解明にある。

この2つの関心は密接に結びついている。体制の分類は論者によって異なるが、複数政党制と競争的選挙の有無を分類や分析の鍵としている点で共通性がみられ、「中間タイプ」の体制は「選挙権威主義」や「競争的権威主義」などのサブカテゴリーに分類される。図序-1は政党数と選挙のあり方による独裁体制の分類である。まず複数政党制と競争的選挙の有無により競争的と閉鎖的な独裁体制に分けられる。前者は選挙での競争や抑圧の度合いによって大きく2つに、後者は政党支配、軍制、王制などの統治形態の種類によって3つに分類される。もちろんこれらの分類は本書理解のための便宜的なものであり、論者によって類型化は異なる。重要なのは政党数と選挙のあり方で大別されてきたこと、そして先行研究が競争的独裁体制を中心に進められてきたことである（図序-1 網掛け部分）。

宇山（2014）は、形容詞を冠した「●●権威主義体制」というサブカテゴリー化が進んだことで地域横断的な比較が可能となり、権威主義体制研究が進歩したことを認めつつも、2つの点から再考を求めている。ひとつは、権威主義体制の類型化とはいえ「選挙のあり方」を問題視する時点で「民主化論」から抜けきれておらず、権威主義体制を民主主義体制からの逸脱ととらえていることである。そのため、権威主義体制で重要な意味をもつ公式の場以外での競争性を把握できないと指摘する（宇山 2014, 2）。もうひとつは、「類似性の多い国の間に、無理に競争的か否かの線を引くことで、近接比較

図 序 - 1 独裁体制の分類¹⁾

独裁体制（権威主義体制）				
競争的独裁 （複数政党制と競争的選挙あり）		閉鎖的独裁 （複数政党制と競争的選挙無し）		
選挙権威主義体制 ²⁾		共産党独裁体制	軍事独裁	王制
競争的権威主義体制 ³⁾	覇権的権威主義体制 ⁴⁾			

（出所）関（2009, 168），Howard and Roessler（2006, 367）を基に筆者修正。

（注）1) 「中間タイプ」を含めた独裁体制である。

2) 本文注（6）を参照。

3) 同上。

4) 覇権的権威主義体制は定期的に行われるもの、市民の政治的権利や人権が抑圧され、実質的には野党も競争から排除され選挙が競争的でない事実上の一党支配体制である（Howard and Roessler 2006, 367）。しかし形式的であっても競争的選挙が実施されるため競争的体制に含めている。

を放棄して」（宇山 2014, 2-3）いることである。そして宇山は、中国やロシアなど多くの国が「かなり限定的な競争性しか備えていないものであることを考えると、競争的などの形容詞にこだわらず、権威主義体制全般を再度考察する必要がある」（宇山 2014, 3）と主張する。

宇山のいうとおり、サブカテゴリー化が進んだがゆえに権威主義体制研究が発展し、体制が持続するメカニズム分析が進んだ側面は否定できない。一方で近接比較が行われず、とくに共産党独裁体制研究がさほど発展しなかったのも事実である。そのためか、「競争的権威主義体制」や「選挙権威主義体制」で得られた知見を共産党独裁体制に「安易に」適用するケースもみられた⁽¹⁾。もちろん、先行研究の知見や理論を他の独裁体制で検証することは

重要な作業である。しかし知見の適用可能性を検討するのではなく安易に適用することは、共産党独裁体制の独自性を覆い隠す危険性を孕んでいる。

Dimitrov (2013) は同様の問題意識から、共産党独裁体制の崩壊と持続のメカニズムを分析した。ディミトロフ (Martin K. Dimitrov) によると、現存する共産主義体制は経済改革により経済発展を遂げ、その過程で生まれる潜在的挑戦者 (改革の勝者と敗者) を包摂し、またイデオロギーを修正し一定のアカウンタビリティを果たすことで体制を維持してきた。つまり状況に柔軟に適応したことで強靱性 (resilience) を保ってきたのである。現存する体制と崩壊した体制を比較分析し、共産党独裁体制が持続するメカニズムの一端を明らかにした同書の功績は大きい。しかし裏を返せば、それは共産党独裁体制というサブカテゴリー内分析であり体制横断的なものではない。ただし、ディミトロフは独裁体制全体の共通性とサブカテゴリーの独自性の問題に自覚的であり、宇山 (2014) と同様の問題意識を有していることは付言しておこう¹²⁾。

先述のように本書でとりあげる中国、ラオス、ベトナムの3カ国とカンボジアは、単一政党体制という同じ特徴を有していても、別のサブカテゴリーに分類される。しかし4カ国は競争的選挙や複数政党制の有無、またイデオロギーのちがいはあれ、高度な類似性を有している。それは党と国家の融合性である。

もともと4カ国の政治体制の起源はレーニン主義的な党=国家体制にある。党=国家体制とは、「単一支配政党が重要諸政策を排他的に決定し、その政策が国家機関にとって直ちに無条件に義務的となり、かつ党組織と国家機関が機能的にも実体的にもかなりの程度オーヴァーラップしている」(塩川1993, 36) 体制を指す。その特徴は「内部統制・外部統制・人事権の独占」にまとめられる(渡辺1995, 231-232)。すなわち、行政機関内に設置された党組織がその内部から、各行政級に設置された党組織が外部から国家を指揮・命令し、また党が人事権を独占することで党員が国家の要職を兼任し行政機関を統制することである(渡辺1995, 231-232)。軍や警察も党の統制下

におかれる。中国、ラオス、ベトナムは今日でもこのような特徴を有する党＝国家体制である。

一方カンボジア人民党は、パリ和平協定締結直前の1991年にマルクス・レーニン主義と党による国家への指導性を放棄した(山田 2011, 71-72)⁽⁴³⁾。しかし1993年にカンボジアが民主化して以降も、人民党は「内部統制」や「人事権の独占」という党＝国家体制の特徴を有し、民主集中制を党の指導原理として維持している⁽⁴⁴⁾。軍、警察、司法機関も人民党統制下にある。山田裕史は、人民党が1991年にマルクス・レーニン主義や党の国家への指導性を放棄して以降も地方を中心に党と国家の一体性を今日まで継承し、1990年代後半以降は中央においても党の国家化が強化され、2003年から2013年にかけて人民党の「国家政党化」が進展したと指摘する⁽⁴⁵⁾。「国家政党」とは一党支配型権威主義体制における「『国家と密接に結びついて社会を支配・制御する組織』」であり、「国家(あるいは支配政治エリート集団)の道具として従属的」な地位にある(岸川 1996, 254; 山田 2011, 107)。これは「組織・人員・財政支出において、行政機構のリソースを排他的に利用し、行政機構との区別がつかなくなった政党」、すなわち「政府党」ともいえるだろう(藤原 1994, 232)。術語は異なるが政府と党が密接に結びつき非民主的体制が安定を維持している点で共通している(立花 2008, 4)。

もちろん党＝国家体制は、「国家政党」や政府党が政権を握る「政府党体制」とは異なる。前者は党が国家を指導し国家は党に従属するが、後者ではその関係が逆転する。つまり党＝国家体制では指導のベクトルが党から国家に向かうのに対し、国家政党や政府党体制ではそのベクトルが国家から支配政党に向かうことになる。そして1991年以降のカンボジア人民党は、党と国家の結びつきを維持・強化しながら前者から後者への転換を図った。

しかし藤原がいうように、党＝国家体制であっても時期により党と国家の関係が逆転し、かぎりなく「政府党体制」に近づくことがある(藤原 1994, 240)。そうであればその逆も然りだろう。事実、2000年代後半のカンボジアでは人民党が党組織と党員を大幅に拡大し、民主集中制に基づき党の政策を

国家機関に反映させる側面もみられる（山田 2011, 158）。つまり時期や状況によって指導のベクトルの向きが変化するため、党＝国家体制と「国家政党」や「政府党体制」の相違が曖昧になる場合がある。いずれにしろ重要な点は、本書でとりあげる4カ国は党と国家が高度に融合しその境界が曖昧な独裁体制だということである。

4カ国をこのようにとらえ直すことで、複数政党制と競争的選挙の有無で線引きすることなく、競争的独裁体制と共産党独裁体制の間を横断する視点を獲得できる。またそうすることで、体制の種類や政治制度に規定されずに独裁者の課題を設定し、それに応じた議会機能の分析が可能となる。もちろん政党を鍵としているため、党と国家の融合性という視点を政党が活用されない王制や軍制に適用することは難しい。しかしながら単一政党体制についてはサブカテゴリーを横断的に分析でき、本書のねらいもそこでの比較に定めている。また本書では事例を4カ国に絞っているが、このような視点であればロシアや旧ソ連諸国等の単一政党による独裁体制の多くを比較の俎上に載せることができよう¹⁶⁾。

第2節 先行研究の整理——独裁体制下の議会——

なぜ独裁者は民主的制度を活用するのだろうか。独裁体制を維持するうえで最も端的な手段は暴力や抑圧であろう。スボリック（Milan W. Svoblik）が指摘するように、暴力や抑圧的手段は独裁者にとっていつでも行使できるオプションである（Svoblik 2012, 15）。ただしそのような恐怖政治では、体制への支持の度合いや人々の選好を把握することができず、逆に人々の間に不満を高める可能性がある（Wintrobe 1998）。また国家の恣意的介入が拡大し国民の財産を収奪する可能性が高まるため、人々の経済活動意欲を失わせ結果的に国家全体の経済活動が停滞する恐れがある。そして国民は体制に非協力的となり抵抗を試みるかもしれない（東島 2013, 47）。つまり暴力の使用はコ

ストに比して必ずしも効果的ではないのである (Gandhi and Przeworski 2007, 1281; Gandhi 2008, 76-77)。東島は、独裁者は強権的支配と統治の効率性というジレンマを解消するために民主的制度を活用すると指摘する (東島2013, 47)。独裁体制下の民主的制度は単なる飾りではなく体制存続のための道具として機能し、独裁者が戦略的かつ選択的に活用する手段なのである (Gandhi 2008; Gandhi and Przeworski 2007)。では、議会は独裁体制の維持にどのような役割を果たすのだろうか。

ガンディー (Jennifer Gandhi) によれば独裁者は統治上2つの問題に直面する。ひとつは体制への挑戦を阻止すること、もうひとつは体制外の協力を得ることである。体制への脅威は反体制派や国民等の体制外部だけでなく体制内エリートからも生じる。また政策を執行し国家の富を形成するためには一部の国民の協力は必要不可欠である (Gandhi 2008, xvii-xviii)。

ガンディーは、この問題に対処するにはレントの分配だけでは不十分であり、議会や政党を通じた政策的譲歩が必要だと主張する。独裁者は議会や政党を通じて反対勢力の政治的選好を把握し、それに応じて政策的譲歩を行う。反対勢力にとっては限られた範囲であっても、議会や政党を通じて政策決定過程に影響を及ぼせるため体制に参加するインセンティブが生まれる。つまり議会は独裁者と反対勢力が互いの政治的選好を表出し、合意や譲歩を行う場として機能するのである。このような制度を通じて独裁者は反対勢力を体制に取り込む (co-opt) ことができる (Gandhi 2008, xvii-xviii)。そして一部を取り込むことで反対勢力を分断させ、彼らが結束して体制に挑戦することを阻止する (Lust-Okar 2005)。また議会には議員を通じて体制の意向を国民に伝達する役割も期待され、デモ等の制度外で表出され得る人々の要求を制度内に吸収する効果もある (Gandhi 2008, 145, 182)。

一方スボリックは、独裁体制下の議会は自由かつ競争的選挙ではないため、議員が社会の広範な利害を代表するわけでも、純粋な反体制派に議席を付与するわけでもないと主張する (Svolik 2012, 116-117)。スボリックは、1946年から2008年の間に1日でも存在した独裁者316人のうち、3分の2以上が

体制内部の人間によりその座を奪われていることを示し、大衆よりも体制内部からの脅威をより重視する (Svolik 2012, 4-5)。スボリックによると体制内部からの脅威を緩和するにはコミットメント問題の解決が不可欠である。独裁者がエリートの支持獲得のために権力分有やレントの分配を約束しても、エリートにとってはそれが長期に履行される保証はなくいつ反故にされるかわからない。独裁者は自身の約束に信用をもたせることができないのである。このようなコミットメント問題を解決する手段として議会などの制度が必要になる (Svolik 2012, 7-8)。たとえば議会や政治局などの協議や政策決定機関が制度化されていれば、透明性を確保し独裁者を監督することができる。そうすれば独裁者の行動が不信や誤解を招くことも少ない。また権力交代が制度化されていれば権力継承をめぐり不要な争いを招くこともないだろう¹⁷⁾。

以上からは、議会には反対勢力の取り込み・分断、コミットメント問題解決のための権力分有と監督機能があることがわかる。問題は、このような議会機能がすべての独裁体制に適用できるのか、またすべての独裁者が明示的 / 潜在的反対勢力の取り込み・分断のために議会を活用するのかどうかである。

確かに、コミットメント問題の解決はどの独裁者にとっても重要であり、議会がその解決手段として機能すると考えられる。また議会が政策決定機関として政治権力を有しており、エリートが議会ポストに価値をみだしている場合は、議会が反対勢力を取り込む手段として、またエリートへの権力分有手段として機能するだろう。しかし明示的な反対勢力がほぼ存在せず、または存在しても排除の対象となり、議会に実質的な政策決定権やその他政治権力が備わっておらず、エリートも議会ポストに価値をみだしていない場合はどうだろうか。つまり本書でとりあげる4カ国のように、議会が政治権力でも政治ポストにおいても二次的な存在である独裁体制では¹⁸⁾、取り込み・分断や権力分有が機能しないか、または機能が異なる可能性がある。さらに、独裁者が脅威緩和以外の目的を達成しようとするれば、議会機能は自ずと異なるだろう。

Wright (2008, 322) は、これまでの先行研究は「議会や政党等の制度がすべての種類の権威主義体制において同じ目的を果たすと仮定している」と批判し、体制のタイプによって制度の機能にちがいがあると指摘している。そして共産党独裁体制研究からは、議会には取り込み・分断、権力分有以外の機能があると指摘されるようになった。たとえば加茂 (2013) は、中国江蘇省揚州市の人民代表大会を事例に、人民代表大会代表が党や政府の政策を選挙区に伝える「代理者」、政策に必要な選挙区の状況を党や政府に伝える「諫言者」という役割に加えて、選挙区の要求を党や政府に伝える「代表者」としても機能することを示した。また拙稿 (山田 2013) はラオスの事例から、経済開発に伴う国民の不満が拡大したことを背景に、ラオス人民革命党が選挙と国会を連関させ、議員や国会の制度を通じて民意を国会審議に反映させることで国民の不満を緩和していると論じた。

久保 (2013, 4-5) は、独裁者が体制の正当性を安定的に維持するには、適切な統治業務や政策の執行が必要であり、そのために議会が有用な手段となり得ると指摘する。議員が地元のニーズや不満を把握しその情報を独裁者に提供することで、独裁者は適切な政策を形成・執行できる。そうすれば国民の不満は緩和され支持を獲得することが可能となろう。したがって議会には体制への脅威緩和だけでなく、独裁者が正当性を維持・獲得するための機能もある。

そして近年、この正当性の問題が権威主義体制研究で議論されるようになってきた。たとえば Köllner and Kailitz (2013) は、抑圧や取り込みが体制維持の主要な要素であることは認めつつも、これまでの先行研究が正当性や支配の正当化という問題をさほど重視してこなかったと批判する。Heydemann and Leenders (2013) は中東の事例から、Dimitorov (2013) は共産党独裁体制の事例から、環境の変化に対する柔軟な制度的適応とともに、独裁体制維持の重要な要素として正当性を挙げている。また Kane, Loy and Patapan (2011) は独裁体制に限らず、政治的正当性はアジア全体で指導者が直面する課題だと指摘する。Gilley (2009) は、ほとんどの支配者は国民から恐れ

られるよりも尊敬されることを望み、正当性が高いほど有効な統治を行え、体制が安定すると主張する。Chang, Chu and Welsh (2013, 150) が指摘するように、「すべての近代的政治体制の存続と効率的な機能は、大衆の黙認や支持に依存している」のである。

本書でも、体制への脅威緩和とともに正当性が独裁体制の維持にとって重要だとの立場をとる。それは体制の種類に関係なくどの独裁者にとっても共通する重要課題である。そして久保 (2013) が指摘するように、議会は正当性の維持・獲得にとって有効な手段になり得る。次節では、議会には正当性の維持・獲得のためにどのような機能が備わっているのかを考察し、そのうえで本書の分析枠組みを提示したい。

第3節 正当性と議会の役割——本書の分析枠組み——

1. 正当性とは？

おそらく、多くの読者は支配者にとって正当性 (legitimacy) が重要であることは感覚的に理解できるだろう¹⁹⁾。しかし正当性とは具体的に何かという点については明確でないと考えられる。正当性とは一体何だろうか。

たとえばリップセット (Seymour Martin Lipset) は、正当性とは現在の政治制度が正しいという信念を生み出し、維持する体制の能力であり、国民が政治制度は自分たちの価値観と一致し正しいと評価する点で価値評価的なものだとする (Lipset 1959, 77)。アラガッパ (Muthia Alagappa) は政治的正当性 (支配する権利) を、「支配者には命令を下す道徳的権利があるという被支配者の信念であり、そのような命令に従う人々の応答義務」(Alagappa 1995, 11) だと定義する。一方ギリー (Bruce Gilley) は、国家の正当性を合法性、正当化 (justification)²⁰⁾、同意による政治権力の正しい保持と執行だとする (Gilley 2009, 16)。言い換えれば、国家は法律や規則にのっとって政治権力を獲得・

行使し（合法性）、それが共有された規範や価値に基づいており（正当化）、国家の支配権は正しいと市民が認識し同意することである（Gilley 2009, 3-79）。つまり正当性とは、支配者と被支配者の相互作用によって生み出され、支配者が正しいとする被支配者の信念であり内面によって支えられるものといえる（Alagappa 1995, 11.; ウェーバー 1960, 551）。

問題は被支配者のこのような信念が何によって生み出されるかである。Chang, Chu and Welsh (2013, 150) は、正当性の構成要素として(1)政府のパフォーマンス（国家経済状況、公共サービスへのアクセス、安全・犯罪管理、政府の応答）、(2)グッドガバナンス（汚職管理、法治、水平的アカウントビリティ、公平で平等な扱い）、(3)民主的発展（自由、大衆的（選挙）アカウントビリティ、政治的競争、民主的進展への大衆の支持）、(4)価値とイデオロギー（政治的伝統、社会的伝統、ナショナリズム）の4点を挙げている。Gilley (2009) はより簡潔に、ガバナンス（アカウントビリティ）、民主主義/権利（参加）、発展（福祉、豊かさ）の3点にまとめ、さらに端的にこれらの3つの要素はパフォーマンス（実績）だとする（Gilley 2009, 43）。

具体的な制度や表現は異なるが、両者の主張は、以下の Alagappa (1995) が指摘する4つの正当性の要素にまとめることができる。

- (1)共有された規範と価値
- (2)権力獲得のための確立された規則への一致
- (3)適切で効果的な権力の使用
- (4)被支配者の合意

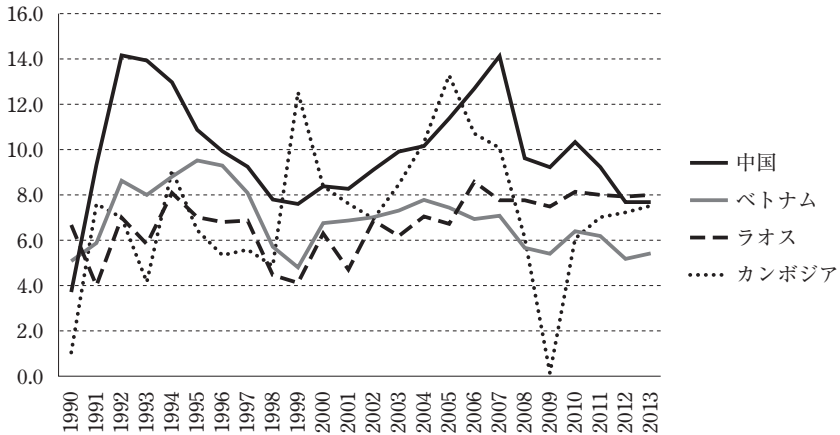
第1の共有された規範と価値とは、信念体系やイデオロギーであり、政治体制や支配構造を決定する要因である（Alagappa 1995, 15）。第2の権力獲得のための確立された規則への一致とは、支配者が規則にのっとなって権力を獲得したかどうかである。規則の制定には当然のことながら第1の共有された規範と価値が影響する（Alagappa 1995, 20）。たとえば、民主主義が共有され

た規範と価値であれば自由かつ競争的な選挙が支配確立のルールとなり、共産主義であれば一党独裁体制となろう。第3の適切で効果的な権力の使用には2つの側面がある。ひとつは、法律や暗黙のルールに沿った権力の使用、もうひとつは、共同体全体に利益をもたらすための効果的な権力の使用である (Alagappa 1995, 21)。前者は手続きの側面が強く、後者は経済発展や福利厚生等のパフォーマンスを意味する。第4の被支配者の合意とは、個人が自己を拘束し、支配者が命令を下す権利を認めることである。これには、積極的な忠誠や消極的な受け入れがあり、後者は長期化すると義務に転化する可能性がある。また恐怖や無関心は合意に含まれない (Alagappa 1995, 23-24)。

以上の4つの要素はそれぞれ独立したものではなく密接に結びついている。規範や価値によって政治制度やルールが決定し、手続きは権力の行使や政府のパフォーマンスに影響を与える。そして国民の同意はこれら3つに大きく左右される。4つすべてを満たしていればその体制は高度な正当性を有していることになる。しかしどれかひとつ欠けたからといって正当性がゼロになるわけではない。たとえば権力獲得が規則にのっとっていなくても、経済発展や汚職問題解決などその他の要素で補うことで正当性を維持できる。また国によってどの要素が重要視されるかは異なり、同じ国でも時代や経済・社会状況によって各要素の重要性は変化する。つまり正当性は複雑かつ動的で多様であり、正当か非正当かの二分法ではなく高いか低いかで度合いの問題なのである (Alagappa 1995, 25)。

中国、ラオス、ベトナム、カンボジアの4カ国をみた場合、共産党独裁体制の3カ国では「形式的」でも共産主義イデオロギーが共有された規範と価値であり続け、それがいまだに制度やルールを形作っている⁽²⁾。また3カ国の場合は、権力はルールではなく革命での勝利によって獲得・確立されたことで正当とされる。社会の一部には「民主化」により価値やルールそのものを変えようという声はあるが、大きな運動にはなっておらず共産党もイデオロギーとそれに基づく制度は強固に維持している。そして場合によっては、3カ国の共産党は暴力や抑圧の手段の使用をいとわない。

図 序-2 4カ国の GDP 成長率



(出所) ADB, *Key Indicators for Asia and the Pacific 2009, 2014*. を基に作成。

(注) 2013年のベトナムの数値は推計値。

一方カンボジアでは1991年以降、民主主義が共有された規範と価値となり、複数政党制による競争的選挙が定期的実施されている。したがって人民党にとって最も重要なことは選挙での勝利であり、それが人民党体制にとって最大の正当性となる。選挙での不正など問題も指摘されているが、国民と共有された規範やルールにのっとりた権力獲得という点で人民党体制は正当性を有している。

むしろ4カ国で正当性が低下しているのは、適切で効果的な権力の使用についてである。図序-2は1990年から2013年までの4カ国のGDP成長率を示している。国によってはアジア経済危機やリーマンショックの影響により落ち込む時期もあるが、4カ国はこの20年間おおむね良好な経済的パフォーマンスを維持してきた。経済成長という点では、権力は適切かつ効果的に使用されてきたといえる。

しかし中国では1990年代に入り、政府や企業への非合法的な集団抗議行動である「群体性事件」が頻発するようになった。その数は、1991年の約8700件から2005年には約8万7000件となり、2006年には9万件を超えた(角崎

2013, 211, 238 (注1))。このような制度外での不満の表出は、経済成長に伴う経済格差の拡大や汚職の蔓延、また「適切な利益表出・参加制度の不全・不足」も理由だが(渡辺 2008, 18, 25)、角崎は政治体制やそれに内包する政治制度にその根元を求める(角崎 2013)。群体性事件では民衆の不満が中央の共産党ではなく地方政府や幹部に向けられ、体制の危機が生じていない。その理由は政策決定の集権性と執行の分権制の併存にある。つまり政策決定権をもつ中央は民衆に配慮した政策を立てるが、地方幹部は昇進や権力保持のために中央から命じられた任務を民衆の利害に反しても達成しようとする。そして結果のみを求める地方の行為は中央からの逸脱ととらえられ、問題解決に介入する中央は国民の信頼を得るといっているのである。角崎によると、抗議が体制擁護的で予先が地方に向けられるかぎりにおいて中央はそれを支持し、群体性事件は再生産される。そして中央が「善」として体制を維持し続けるには、民意を政策に反映させ続けなければならない。ただし角崎はまた、体制を長期かつ安定的に維持するには事件の増加を食い止める必要があるとも指摘する(角崎 2013)。つまり群体性事件は共産党中央にとって諸刃の剣なのである。

ベトナムでも1997年に下級官僚の汚職によりタイビン省で農民の抗議行動が起き、2001年には中部で少数民族による抗議行動が発生した。国民からの苦情や告発も増加し、2003年には国会常務委員会に請願委員会が設置されている(Salomon 2007, 205)。ラオスでも経済格差や汚職問題、土地紛争の拡大により国民の不満が高まったことを受けて、国会に国民の不満を吸収するメカニズムを構築した。また直接的な抗議行動もみられるようになり、人民革命党はいっそう民意に配慮するようになった(山田 2013)。カンボジアも同様に経済開発や援助の拡大とともに汚職が悪化し、2000年に入ってから土地紛争や労働争議が頻発するようになり政府は対応を迫られている。2013年に行われた総選挙で人民党が大幅に議席を失ったことは、国民の不満の表れでもある。

4 カ国の状況は、権力の行使が適切かつ効果的でなく、国民の不満が高ま

っていることを示している。したがって正当性を大きく低下させないためにも、4カ国の独裁者には政策立案や執行について国民の合意を得ることが求められている。ただ必ずしも4カ国の独裁者が民意を重視するとは限らない。正当性維持にとって何が重要になるかは、その国の政治的背景や独裁者が抱える課題によって異なるのである。

2. 議会の役割

先述のように、久保（2013）は議会を通じて社会情報を収集し政策の作成・執行に生かすことで、統治の有効性が向上し国民の支持を獲得できると指摘した。つまり議会には、適切で効果的な権力の使用と国民の合意を得るための機能がある。そして近年、中国、ラオス、ベトナムのような独裁体制でも議会の存在は無視できなくなり、議会は単なる「ゴム印機関」ではなくなっている（加茂 2013; Abrami, Malesky and Zheng 2013; 山田 2013）。

Zheng, Fook and Hofmeister（2014, 5）は、政治体制の種類にかかわらず、アジアの政府にとって議会の重要性が高まっており、各国政府は議会機能を強化していると指摘する。その理由として、民主的装いを纏う必要性や多様化し増加する人々の要求や期待の吸収を挙げているが、最終的な目的は支配者が正当性を高め権力の座に長くとどまるためだと論じる。問題は議会のどのような機能が正当性の向上に寄与するかである。

Zheng, Fook and Hofmeister（2014, 3）は、中国、ラオス、ベトナム、カンボジアも加盟する列国議会同盟（Inter-Parliamentary Union）の定義に基づき、民主主義体制下の議会の特徴を以下の5点にまとめている。

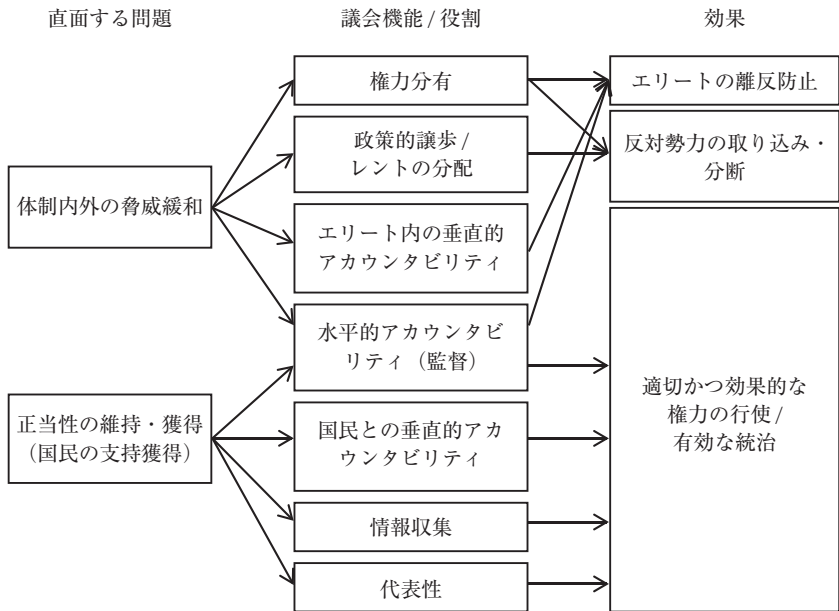
- (1) 代表性
- (2) 透明性
- (3) アクセス可能性
- (4) アカウンタビリティ

(5)有効性

つまり、議会が人々の多様性を代表し、メディア等を通じて国民に開かれ議会活動が透明であり、大衆が議会活動に参加し、選挙区に対して議員活動や実績についてアカウントビリティを果たし、活動が効果的で立法や監督機能が国民の必要性に沿って果たされることである (Zheng, Fook and Hofmeister 2014, 3)。正当性の要素に照らし合わせてみれば、このような議会機能を果たすことで権力の使用は適切かつ効果的となり、国民の合意が得られるといえる。言い換えれば、独裁体制が議会を通じて正当性を維持・獲得しようとするならば、以上5つの機能の一部でも兼ね備えた議会の構築が求められるのである。そしてこのような特徴は独裁体制下の議会でも観察できる。

たとえば前節でとりあげた加茂（2013）は中国の地方人民代表大会に代表

図 序-3 議会の機能



(出所) 筆者作成。

機能があることを明らかにした。拙稿（2013）からはラオス国会に代表性、アクセス可能性、有効性があることがわかる。一方Abrami, Malesky and Zheng（2013）は、ベトナム国会や中国の全人代には政府を監督する水平的アカウントビリティがあり、ベトナムには支配エリート内部で競争的選挙が実施される垂直的アカウントビリティもあると指摘する。また彼らはベトナムの国会選挙を事例に、国会議員が再選のために選挙区に戻り有権者の審判を受けることも垂直的アカウントビリティだと主張する（Abrami, Malesky and Zheng 2013）。ただし後者については、ベトナムの選挙は非競争的であり自由に立候補できる選挙制度ではなく、議員は実績によって有権者の審判を受けるわけではないため、垂直的アカウントビリティというには留保が必要である。いずれにしろ、独裁体制でも民主主義体制下の議会にみられる特徴がみいだせる。

これまでの議論をまとめて、独裁体制下の議会機能を改めて脅威の緩和と正当性の維持・獲得（国民の支持獲得）という観点から整理すると図序-3のようになる。独裁者が体制を維持するためには、少なくとも脅威の緩和と正当性の維持・獲得（国民の支持獲得）という2つの課題に対応しなければならない²²。そして議会には問題解決のための多様な機能が備わっている。脅威を緩和するためには、議会を通じた権力分有、政策的譲歩・レントの分配、指導層内部の垂直的アカウントビリティ、水平的アカウントビリティ（監督）が活用されるだろう。一方正当性の維持・獲得には、水平的アカウントビリティ（監督）、国民との垂直的アカウントビリティ、情報収集、代表性という機能が有効となる。以上の機能を通じて得られる効果は、エリートの離反防止、反対勢力の取り込み・分断、適切かつ効果的な権力の行使/有効な統治である。

このように議会には体制への脅威を緩和するだけでなく、正当性を維持・向上させる機能が備わっている。そして4カ国の独裁者は、それぞれが直面する課題に応じて議会を活用し、脅威の緩和や正当性の維持をめざすのである。もちろん活用する議会機能はひとつではなく、実際には複数が組み合わ

される。しかし各章ではそのすべてを分析しているわけではない。各執筆者が重要と考える独裁者の課題とそれに対応する議会機能に絞って論じている。そして各章からは、独裁体制下の議会が正当性の維持・獲得に寄与していることが示されよう。

第4節 各章の概要

第1章（諏訪論文）は、中国の全国人民代表大会常務委員会を事例に、共産党が立法過程に民意（非党員や政策決定過程にアクセスできない党員の意見や願望）をどのように取り込んでいるのかを明らかにしている。人民代表大会の役割は党の意志を国家の意志に体现することであり、それは現在でも変わっていない。しかし1990年代に入ると市場経済化にともなって社会の流動性が高まり、共産党が旧来の手法では管理できない非国家組織や個人が誕生する。また同時期から群体性事件のような集団抗議行動も目立ち始め、2000年代を通じて増加する。支配の正当性をア priori にとらえていた共産党は危機感を強め、人民代表大会改革を通じて民意を政策に反映させ統治の有効性を高めようとした。つまり党の意志に国民の意志を加える必要性が高まったのである。立法過程への民意取り込み過程は大きく2通りある。ひとつは立法5カ年計画段階、もうひとつは法律制定段階である。前者ではおもに専門家や学者らの意見を聴取し、後者ではインターネットを通じたパブリックコメントの募集や国民との対面式の意見交換を通じて大衆の意見を取り込んでいる。また、共産党は法案への国民の関心の高さによってコメントの募集方法を変更し、柔軟に対応している。そして計画や法案内容は民意募集後に一部修正される。実際に個々の意見がどのように反映されたかを国民にフィードバックする制度はないものの、共産党は立法過程に民意を取り込むことで統治の有効性を高めようとしているのである。

第2章（山田紀彦論文）は、ラオスを事例にアカウンタビリティ問題をと

りあげている。これまでラオスの国会は中国と同様に国民の選好を把握することに重点をおき、国民への応答はさほど重視してこなかった。ところが国民はインプットに対する応答がないことに徐々に不満を募らせるようになり、人民革命党は国会を通じたアウトプットメカニズムを整備し始めた。国会へのインプットには不服申立て制度とホットラインのふたつがある。前者は行政や司法への不服を国会に申立てること、後者は会期中にかぎり電話などを通じて国会に対して自由に意見を伝える制度である。不服申立てに対しては、国会が地方と中央の2段階で行政や司法機関の判断を検査し、場合によっては審議見直しを指示する。国会が具体的な問題解決を行うことはないものの、行政や司法の決定を覆す権限が付与されているのである。ホットラインに対しては、国会が国民と国家機関の間に入り問題解決の媒介機能を果たし、メディアを通じて対応方法や結果を国民に伝達するようになった。ラオスの事例からは、独裁体制下の議会にも多様なアカウントビリティ機能が備わっていることがわかる。

第3章(石塚論文)は、国会の制度や活動が変化してきた過程とその政治的背景を丹念に分析することで、近年のベトナム国会が共産党内の対立や分裂を解決する場として機能していることを明らかにしている。これは、これまでの体制維持と制度のメカニズム分析からは十分理解できなかった点である。ベトナム共産党はドイモイ期に入り、党に対する国民の信頼低下とリーダーシップの危機という2つの大きな課題に直面した。前者に対しては国会に多様な意見を反映させ、立法権や行政への監察権を強化し、一定程度国会の自律性を高めることで対応した。しかし2000年代後半以降、党指導部の世代交代に伴うリーダーシップの危機が顕著になると、国会は次第に指導部内の意見や利害対立を「民主的」に解決する場として機能するようになる。党内で解決できない問題が国会の場に持ち込まれるようになったのである。たとえば国会での南北高速鉄道計画の否決や国家幹部への信任投票は、そのような国会の新たな政治的機能を顕著に表している。つまりベトナム国会は党指導部内の機能不全を補い、「結果として」体制維持に寄与しているのであ

る。これは他の3カ国ではみられない国会機能といえる。また国会での政治過程がメディアを通じて国民の目に触れることで、副次的に国民へのアカウンタビリティを果たす効果もみとれる。

第4章(山田裕史論文)は、カンボジアを事例に人民党が議会を通じて反対勢力の取り込み・分断と弱体化を繰り返し、どのように自身に有利な政治環境を構築してきたかその過程を検証し、議会を通じた対野党工作の成否が選挙に重要な影響を及ぼすことを明らかにしている。カンボジアは1993年の民主化以降、民主主義が共有された規範や価値となり、国際的にも競争的選挙を定期的実施することが援助の大前提となっている。したがって人民党にとって選挙で勝利することが最も重要であり、選挙での勝利が支配の正当性の源泉となる。一方、議会は二次的な存在として国民からも研究者からも注目を集めることはなかった。しかし山田は、議会は人民党にとって選挙戦略の一環として重要な役割を果たしていると指摘する。人民党は第3期国民議会(2003~2008年)において、委員会ポストの分配や内規の改正を繰り返すことで、野党の取り込み・分断を行い反対勢力の弱体化を図った。そして第4期国民議会議員選挙では単独で憲法改正と議員特権剥奪が可能となる3分の2以上の議席を獲得する大勝利を収めた。しかし第4期国民議会(2008~2013年)では、同じように取り込み・分断工作を行ったものの、最大の脅威となり得る野党の取り込みを行わなかったため野党間の合併を許した。そして結果的には、合併した新政党が反人民党票の受け皿となり、人民党は議席を大幅に減らす結果となったのである。第4章では、二次的な存在とみられていた議会在体制維持の手段として活用されていること、また反対勢力の取り込み・分断の成否が選挙結果に大きなちがいをもたらす要因になっていることが示される。

終章では各章の議論が整理される。各章からは、独裁者が課題や目的に応じて議会を活用しながら正当性の維持・獲得に努めていること、また党内の機能不全を議会が補いそれが結果として体制維持に貢献していることが明らかになる。ただし、議会の活用方法や機能は各国の政治制度や独裁者が直面

する課題によって異なり、必ずしも各国で一致しない。また議会が同じ機能を果たすとしても、政治的背景のちがいでその意味や位置づけも異なる。各章を通じて、独裁体制下の議会には多様な機能や意味が備わっていることがみてとれるだろう。そして全体を通じては、複数政党制や競争的選挙に囚われず、独裁者が直面する課題についても明示的/潜在的反対勢力の脅威だけでなく正当性という概念を加えることで、サブカテゴリー間を横断する比較分析が可能なが示される。

近年の権威主義体制研究の発展は目覚ましく、独裁体制が持続するメカニズムの解明が進んできた。その一方でまだ分析の余地が残っている分野や研究が進んでいない国もある。また研究が進んだがゆえに新たな課題も生まれている。本書はそのような課題のいくつかに取り組み、権威主義体制研究の発展に寄与することをめざしている。改めて本書が取り組んだ課題をまとめるとおもに3つある。第1は、独裁体制の維持と正当性の関係を分析すること、第2は、議会をその分析軸とし独裁体制下の議会機能の多様性を示すこと、そして第3は中国、ラオス、ベトナム、カンボジアの4カ国を党と国家が高度に融合した独裁体制ととらえ直すことで、サブカテゴリー間を横断する比較分析を行うことである。これは挑戦的な試みであり本書一冊で扱うには大きすぎる課題であろう。とはいえ各章からは第1と第2の課題に、そして本書全体を通じて第3の課題には一定の回答を示せたと考えている。

〔注〕 _____

- (1) Köllner and Kailitz (2013) の数値はフリーダムハウスの *Freedom in the World 2012* に基づいている (Freedom House 2013)。フリーダムハウスとは世界の民主化と自由化を目指すアメリカの非営利団体であり、各国の自由度を1～7の指標で表し (1～2.5が自由, 3.0～5.0が部分的自由, 5.5～7.0が非自由)、毎年発表している。2012年報告書では非自由と認定されたのが195政体のうち48カ国 (24%) であり、そのような体制下に暮らす人々が約24億人 (35%) となっている。Köllner and Kailitz (2013) はこの数値を基に世界の国民国家や領域の4分の1、人口の約3分の1が独裁体制下にあると判断している。

- (2) 「独裁者」という場合は独裁体制下の政治指導者個人とともに、政党等の支配者集団を含めて使用することとする。
- (3) たとえば Magaloni (2006, 19), Ezrow and Frantz (2011, 55), Rose, Mishler and Munro (2011, 1-5), Dimitrov (2013, 5)などを参照。
- (4) 正当性 (legitimacy) については第3節で説明している。
- (5) たとえば Truex (2013) は中国の第11期全国人民代表大会を事例に、取り込み理論を検証するために全人代でのレント分配機能とその内容を分析した。トゥルークス (Rory Truex) は、代表2987人のうち50人が上場企業のCEOであることを確認し、それらの企業が代表ポスト獲得以前と以後でどう変化したかを分析した。それによると株価の上昇などとともに、ポストを保持していることで企業の評判が高まり、投資家やビジネスパートナーへの肯定的なメッセージとなり企業の利益を向上させる効果があったという (Truex 2013)。また Malesky and Schuler (2010) は、ベトナム国会を事例に、体制に批判的な地方ノミネートの専従議員の存在などを根拠に「取り込み」が行われていると指摘している。
- (6) たとえば Case (2011) はカンボジアを「選挙権威主義体制」ととらえている。「選挙権威主義体制」とは定期的かつ競争的な複数政党選挙が実施されるものの、自由や公平といった自由民主主義の原理が侵される体制である (Schedler 2006, 3)。一方 Levitsky and Way (2010) はカンボジアを「競争的権威主義体制」ととらえている。「競争的権威主義体制」とは「公式の民主的制度が存在し権力獲得の主要な手段として認識される一方、現職が著しく優位に立てる文民体制」と定義されている (Levitsky and Way 2010, 5)。「選挙権威主義体制」とのちがいは、「競争的権威主義体制」はより限定的でありヘゲモニー体制は含まず、反対勢力が民主的制度を活用し権力獲得のために真に争うことができる点にある (Levitsky and Way 2010, 15-16)。
- (7) かつてリンス (Juan Linz) は非民主主義体制を権威主義体制と全体主義体制に区別し (リンス 1995)、権威主義体制を非民主主義体制の下位分類に位置づけていた。しかし近年の比較政治学では非民主主義体制の総称として独裁体制と権威主義体制の2つの用語が同義として使用されるようになっていく。たとえばスポリックは、(1)自由かつ競争的な議会選挙があるか、(2)執政府の長が自由かつ競争の大統領選挙で選出されるか、または議会制度によって間接的に選出されるか、いずれかひとつの条件を満たさない政治体制を独裁体制や権威主義体制とし、2つの用語を互換可能な用語として使用している (Svolik 2012, 22-23)。本書でも Svolik (2012) にならい2つの用語を非民主主義体制の総称として同義に使用する。そのため各章では文脈によって2つの用語が併用されている場合がある。
- (8) POLITY IV は、1800年から2013年までの人口50万人以上の独立国家の政治

体制を対象に21段階でスコアを付け、-10~-6を独裁体制、-5~5を中間体制、6~10を民主主義体制に分類している (Marshall, Gurr and Jagers 2014)。

- (9) ここでは Geddes (1999) にならい、単一政党による独裁体制といった場合、優位政党体制も含むものとする。
- (10) 「選挙権威主義体制」や「競争的権威主義体制」については注(6)を参照されたい。
- (11) たとえば Malesky and Schuler (2010) である。彼らはベトナムの国会を事例に、議員の属性と国会での質問内容の相関関係を分析し、共産党管理下で地方ノミネートの専従議員が増え、その専従議員が積極的に政府批判を行い、地方問題をとりあげることをもって、ベトナムでも「取り込み理論」(cooptation)と同様の行動が観察できると結論づけた。しかしベトナムの国会議員の90%以上は党員であり、非党員であっても党の意向に反する人物は候補となれない選挙制度である (Malesky and Schuler 2010, 493)。そうであれば国会議員には「真の」反体制派はいないことになる。マレスキー (Edmund Malesky)・シューラー (Paul Schuler) は、Gandhi (2008) などの先行研究で指摘されてきた明示的/潜在的な反対勢力という取り込み対象を拡大解釈し、政権中枢以外のグループに政策決定過程における発言権を付与することを取り込みとしている。また、仮に地方ノミネートの専従議員が潜在的な脅威だとしても、発言権の付与をもって取り込みといえるかどうか疑問である。マレスキー・シューラーも認めるように、給与が低く予算配分に対してほとんど権限をもたない国会は、レント分配手段としては機能しないだろう (Malesky and Schuler 2010, 484)。したがって、権威主義体制研究で一般的に考えられる「取り込み」理論をベトナム国会に適用するには、一定の留保が必要だといえる。
- (12) デイミトロフは自身の主張が独裁体制全体に適用できるかどうかを検討し、非選挙型一党支配体制 (nonelectoral single-party authoritarian regime) には適用できるかもしれないと述べている (Dimitrov 2013, 311-312)。
- (13) カンボジアの内戦問題を解決するために1991年10月23日にパリにて調印された和平協定であり、人民党と3派連合政府 (ボル・ポト派, FUNCINPEC, クメール人民民族解放戦線) と関係参加国18カ国によって調印された (山田 2011, 79)。
- (14) 民主集中制とは、序列やポジションに関係なく、党内で民主的な議論を行い政策決定などの物事を決めるが、一度決定が下されれば個人は組織に、少数は多数に、下級は上級に、全党組織は党中央の決定に従うという統治原理である。
- (15) 山田 (2011, 150), 2014年11月10日に開催した研究会での山田裕史による

発表。

- (16) たとえば大串（2007）は統一ロシアが中心的役割を果たすロシアの政治体制を政府党体制の一種とし、立花（2008）は与党新アゼルバイジャン党を中心とするアゼルバイジャンの政治体制の外観は政府党体制に近いと指摘している。
- (17) ただし、スボリックは制度がコミットメント問題の解決に資するのは、独裁者がルールを逸脱した際に体制内エリートが独裁者を解任できる権力を有している場合だとする（Svolik 2012, 85-117）。
- (18) 政府党体制においても政党が行政機構と一体化しているがために「議会機能がバイパスされ」（藤原 1994, 238-239）するという点で議会は二次的存在である。
- (19) 本書では legitimacy の訳を正当性に統一している。『岩波哲学・思想事典』によると成員が恐怖や強制ではなく、集団の秩序や支配が正当に設立されたという信念に基づいてそれに服従するとき、「この信念の根拠となるものを秩序や支配の『正当性』と呼ぶ」（中野 1998, 920-921）。つまり Alagappa（1995）の定義と同様に支配者と被支配者の相互作用のうえに成り立つ概念を「正当性」とするのである。
- (20) これは正当性（legitimacy）とは異なる概念である。『岩波哲学・思想事典』によると正当化（justification）とは、「信念や行為が一定の評価基準に照らして『正しい』こと、すなわち、適切かつ十分な理由や証拠に基づいて妥当であること、またそれを示す過程を意味する」（野家 1998, 920-921）。
- (21) 中国、ラオス、ベトナムでは、共産主義イデオロギーが実質的には国民と共有された規範や価値ではなくなりつつある。しかし3カ国の共産党は、時代や状況にあわせてイデオロギーや政治理論内容を修正し、イデオロギーによる支配の正当化を続け、社会にイデオロギーによる政治言説空間を構築している。その意味では、共産主義イデオロギーは共有された規範であり価値として機能しているということができよう。
- (22) もちろん独裁者が体制を維持するうえで直面する課題は脅威緩和と正当性の維持に限定されない。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- ウェーバー、マックス 1960. 世良晃志郎訳『支配の社会学 I』創文社。（Weber, Max. “Kapitel IX. Soziologie und Herrschaft, 8. Abschnitt. Die nichtlegitime Herrschaft (Typologie der Städte)” In *Wirtschaft und Gesellschaft, Grundriss*

- der verstehenden Soziologie*, vierte, neu herausgegebene Auflage, besorgt von Johannes Winckelman, Tübingen: Mohr, 1956. (S. 735~822) の翻訳).
- 宇山智彦 2014. 「権威主義体制論の新展開に向けて——旧ソ連地域研究からの視角——」日本比較政治学会編『体制転換/非転換の比較政治』ミネルヴァ書房 1-25.
- 大串敦 2007. 「政府党体制の制度化—『統一ロシア』党の発展』『体制転換後のロシア内政の展開』(「スラブ・ユーラシア学の構築」研究報告書 第22号) 北海道スラブ研究センター 15-22.
- 角崎信也 2013. 「中国の政治体制と『群性事件』」鈴木隆・田中周編『転換期中国の政治と社会集団』国際書院 209-245.
- 加茂具樹 2013. 「現代中国における民意機関の政治的役割——代理者, 諫言者, 代表者. そして共演。——」『アジア経済』54(4) 12月 11-46.
- 岸川毅 1996. 「政党型権威主義体制と民主化」白鳥令・砂田一郎編『現代政党の理論』東海大学出版 253-289.
- 久保慶一 2013. 「権威主義体制における議会と選挙の役割」(特集にあたって)『アジア経済』54(4) 12月 2-10.
- 久保慶一・河野勝 2013. 「歴史的転換点に立つ民主化研究」久保慶一・河野勝編 田中愛治監修『民主化と選挙の比較政治学——変革期の制度形成とその帰結——』勁草書房 1-16.
- 塩川伸明 1993. 『終焉の中のソ連史』朝日新聞社.
- 関能徳 2009. 「選挙権威主義体制の持続と崩壊の論理——経験的検証——」河野勝編 田中愛治監修『期待, 制度, グローバル社会』勁草書房 163-198.
- 立花優 2008. 「新アゼルバイジャン党と政治体制」『アジア経済』49(7) 7月 2-20.
- 東島雅昌 2013. 「権威主義体制における選挙景気循環——グローバル・データを用いた実証分析——」久保慶一・河野勝編, 田中愛治監修『民主化と選挙の比較政治学——変革期の制度形成とその帰結——』勁草書房 41-71.
- 中野敏男 1998. 「正当性」廣松渉ほか編『岩波哲学・思想事典』920-921.
- 野家啓一 1998. 「正当化」廣松渉ほか編『岩波哲学・思想事典』920.
- 藤原帰一 1994. 「政府党と在野党——東南アジアにおける政府党体制——」萩原宣之編『民主化と経済発展』東京大学出版 229-269.
- 山田裕史 2011. 「ポル・ポト政権後のカンボジアにおける国家建設——人民党支配体制の確立と変容——」博士論文 上智大学大学院外国語学研究科.
- 山田紀彦 2013. 「ラオス人民革命党の体制持続メカニズム——国会と選挙を通じた国民の包摂過程——」『アジア経済』54(4) 12月 47-84.
- リンス, J. 1995 陸月規子ほか訳 高橋進監訳『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社.

- 渡辺剛 1995. 「レーニスト体制と疑似レーニスト体制の比較政治——中国本土と台湾における党政関係を中心として——」『筑波法政』18(2) 3月 229-251.
- 2008. 「調和社会と都市部における『群体制事件』」佐々木智弘編『現代中国の政治的安定』アジア経済研究所 13-32.

< 英語文献 >

- Abrami, Regina, Edmund Malesky and Yu Zheng. 2013. "Vietnam through Chinese Eyes: Divergent Accountability in Single-Party Regimes." In *Why Communism Did Not Collapse: Understanding Authoritarian Regime Resilience in Asia and Europe*, ed. by Martin K. Dimitrov. New York: Cambridge University Press.
- ADB (Asian Development Bank) 2009. "Key Indicators for Asia and the Pacific 2009." (<http://www.adb.org/publications/key-indicators-asia-and-pacific-2009>), 2014年6月6日アクセス.
- 2014. "Key Indicators for Asia and the Pacific 2014." (<http://www.adb.org/publications/key-indicators-asia-and-pacific-2014>), 2015年1月19日アクセス.
- Alagappa, Muthia. 1995. "Introduction." In *Political Legitimacy in Southeast Asia: The Quest for Moral Authority*, ed. by Muthia Alagappa. Stanford, California: Stanford University Press, 1-8.
- Boix, Carles and Milan W. Svobik. 2013. "The Foundations of Limited Authoritarian Government: Institutions, Commitment, and Power-Sharing in Dictatorship." *The Journal of Politics* 75(2) Apr.: 300-316.
- Case, William. 2011. *Executive Accountability in Southeast Asia: The Role of Legislatures in New Democracies and Under Electoral Authoritarianism*. Honolulu: East-West Center.
- Chang, Alex, Yun-han Chu, and Bridget Welsh. 2013. "Southeast Asia: Sources of Regime Support." *Journal of Democracy* 24(2) Apr.: 150-164.
- Cheibub, José Antonio, Jennifer Gandhi, and James Raymond Vreeland. 2010. "Democracy and Dictatorship Revisited." *Public Choice* 143(1/2) Apr.: 67-101.
- Dimitrov, Martin K. 2013. "Understanding Communist Collapse and Resilience." In *Why Communism Did Not Collapse: Understanding Authoritarian Regime Resilience in Asia and Europe*, ed. by Martin K. Dimitrov, New York: Cambridge University Press, 3-39.
- Ezrow, Natasha M. and Erica Frantz. 2011. *Dictators and Dictatorships: Understanding Authoritarian Regimes and their Leaders*. New York: Continuum.
- Freedom House. 2013. "Freedom in the World 2012." (<https://freedomhouse.org/report/freedom-world-2012/essay-arab-uprisings-and-their-global-repercussions>). 2015年1月16日アクセス.

- . 2014. “Freedom in the World 2013.” (www.freedomhouse.org/report/freedom-world/freedom-world-2014) 2014年6月6日アクセス.
- Geddes, Barbara. 1999. “What Do We Know about Democratization after Twenty Years?.” *Annual Review of Political Science* 2: 115-144.
- Gandhi, Jennifer and Adam Przeworski. 2007. “Authoritarian Institutions and the Survival of Autocrats.” *Comparative Political Studies* 40(11) November: 1279-1301.
- Gandhi, Jennifer and Ellen Lust-Okar. 2009. “Elections under Authoritarianism.” *Annual Review of Political Science* 12: 403-422.
- Gandhi, Jennifer. 2008. *Political Institutions under Dictatorship*. New York: Cambridge University Press.
- Gerschewski, Johannes. 2013. “The Three Pillars of Stability: Legitimation, Repression, and Co-optation in Autocratic Regimes.” *Democratization* 20(1): 13-38.
- Gilley, Bruce. 2009. *The Right to Rule: How States Win and Lose Legitimacy*. New York: Columbia University Press.
- Heydemann, Steven and Reinoud Leenders. 2013. “Authoritarian Governance in Syria and Iran: Challenged, Reconfiguring, and Resilient.” In *Middle East Authoritarianisms: Governance, Contestation, and Regime Resilience in Syria and Iran*, ed. by Steven Heydemann and Reinoud Leenders. Stanford, California: Stanford University Press, 1-31.
- Howard, Marc Morje, and Philip G. Roessler. 2006. “Liberalizing Electoral Outcomes in Competitive Authoritarian Regimes.” *American Journal of Political Science* 50 (2) Apr.: 365-381.
- Kane, John, Hui-Chieh Loy and Haig Patapan. 2011. “Introduction,” In *Political Legitimacy in Asia: New Leadership Challenges*, ed. by John Kane, Hui-Chieh Loy and Haig Patapan. New York: Palgrave Macmillan, 1-16.
- Köllner, Patrick and Steffen Kailitz. 2013. “Comparing Autocracies: Theoretical Issues and Empirical Analyses.” *Democratization* 20(1): 1-12.
- Levitsky, Steven and Lucan A. Way. 2010. *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes after the Cold War*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Lipset, Seymour Martin. 1959. *Political Man: The Social Bases of Politics*. New York: Doubleday & Company, Inc. (内山秀夫訳『政治のなかの人間——ポリティカル・マン——』東京創元新社 1963年).
- Lust-Okar, Ellen. 2005. *Structuring Conflict in the Arab World: Incumbents, Opponents, and Institutions*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Magaloni, Beatriz. 2006. *Voting for Autocracy: Hegemonic Party Survival and Its Demise in Mexico*. New York: Cambridge University Press.

- Malesky, Edmund and Paul Schuler. 2010. "Nodding or Needling: Analyzing Delegate Responsiveness in an Authoritarian Parliament." *American Political Science Review* 104(3) Aug.: 482-502.
- Marshall, Monty G., Ted Robert Gurr and Keith Jagers. 2014. *POLITY IV Project: Political Regime Characteristics and Transitions, 1800-2013*. Vennna, Virginia: Center for Systemic Peace.
- Przeworski, Adam, et al. 2000. *Democracy and Development: Political Institutions and Well-Being in the World, 1950-1990*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Rose, Richard, William Mishler and Neil Munro. 2011. *Popular Support for an Undemocratic Regime: The Changing Views of Russians*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Salomon, Matthieu. 2007. "Power and Representation at the Vietnamese National Assembly: The Scope and Limits of Political Doi Moi," In *Vietnam's New Order: International Perspectives on the State and Reform in Vietnam*. ed. by Stephanie Balme and Mark Sidel. New York: Palgrave Macmillan, 198-216.
- Schedler, Andreas. 2006. "The Logic of Electoral Authoritarianism." In *Electoral Authoritarianism: The Dynamics of Unfree Competition*. ed. by Andreas Schedler. Boulder: Lynne Rinner Publishers, 1-23.
- Svolik, Milan W. 2012. *The Politics of Authoritarian Rule*. New York: Cambridge University Press.
- Truex, Rory. 2013. *The Returns to Office in a "Rubber Stamp" Parliament*. (RCCPB Working Paper, no. 33, June 2013) Bloomington: Research Center for Chinese Politics and Business, Indiana University.
- Wintrobe, Ronald. 1998. *The Political Economy of Dictatorship*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Wright, Joseph. 2008. "Do Authoritarian Institutions Constrain? How Legislatures Affect Economic Growth and Investment." *American Journal of Political Science* 52(2) April: 322-343.
- Zheng, Yongniam, Lye Liang Fook and Wilhem Hofmeister. 2014. "Introduction: Parliaments in Asia: Institution Building and Political Development." In *Parliaments in Asia: Institution Building and Political Development*, ed. by Zheng Yongnian, Lye Liang Fook and Wilhem Hofmeister, London: Routledge, 1-12.